

事業の譲渡に関する公告

株式会社新韓銀行は、平成 21 年 7 月 10 日開催の臨時株主総会において、金融庁長官の認可を条件として、平成 21 年 9 月 14 日をもって、日本におけるすべての支店の事業の全部を株式会社 S B J 銀行に譲渡することを決議致しました。

つきましては、上記の譲渡にご異議のある債権者は、平成 21 年 8 月 28 日までにその旨お申し出下さい。

なお、事業譲渡の期日である平成 21 年 9 月 14 日は諸般の事情によりやむを得ず変更になる場合があります。

以上、銀行法に基づき公告致します。

平成 21 年 7 月 23 日
東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号
(主たる外国銀行支店所在地)
株式会社新韓銀行
日本における代表者 朴 重憲

本件についてのお問い合わせ先

新韓銀行東京支店：〒105-6009 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

電 話：03-6403-0505

担 当：企画部 白、千葉